

井川町教育委員会 10月定例会会議録

1. 日時 令和6年10月28日（月）午後1時30分～午後2時45分

2. 場所 井川町農村環境改善センター

3. 出席委員

教育長	六郷博志
委員	小武海文恵
委員	遠藤勇人
委員	佐藤聡子
委員	齋藤正仁

4. 会議に出席した事務局職員

事務局長	湊和樹
事務局次長	村井幸子

5. 会議

（1）報告事項

- ①国の教育政策の動向について
- ②第4回学力向上協議会の協議結果について
- ③第6回いかわ夕学の会について
- ④その他教育委員会・公民館・学校関係行事について

（2）各委員から

- ①校則見直しの取り組みへの支援について

（3）その他

6. 会議の経過

事務局長 今定例会の議事録に小武海委員、遠藤委員を提案。

（全員提案を了承）

進行を教育長に求める。

教育長 報告事項に入る。①国の教育政策の動向について説明する。
事前配布した全国町村教育長役員会で文科省から示された資料について概略を説明（給特法改正、教師の定数改善(3・4年生の教科の

専科)、いじめ防止対策、部活動地域移行)。

教育長 ②第4回学力向上協議会の協議結果について説明する。
 (10月2日に見学した3授業についての協議結果を報告)
 続いて③第6回いかわ夕学の会について説明する。
 (12月20日、クリスマスゴスペルコンサートを開催する。
 対象は7・8年生と町民)

教育長 ④その他教育委員会・公民館・学校関係行事について事務局に
 説明を求める。

事務局長 (その他教育委員会・公民館・学校関係行事について説明)

教育長 次に、(2)各委員からに移る。①校則見直しの取り組みへの支援
 について提案する。3年前、生徒会から校則の変更を提案したが変
 わらず、生徒提案を取り入れるシステムが無いと感じた。また令和
 5年の女子の制服(スラックス)改正は、生徒・保護者共に説明を
 受けておらず告示のみであった。どちらも教員の恣意的な指導を感じ
 じた。もし間違った指導があった時には取り返しがつかない。校則
 ・規則は校長の責任の下学校で決めるが、決める過程は教育委員会
 で定めても良いのではないかと考えている。

委員 当学校では会則となっており校則ではないのか。

教育長 生徒心得・会則となっているが実質校則。服装・頭髪に関する記載
 が校則的。

委員 古風であり、時代に合わせて変える必要性を感じる。

教育長 例えば、シャーペンの使用は、6年生では禁止、中学生では可とな
 っているが会則には無い。

委員 学校配布のプリントに消しゴムは白、定規は透明等記載されていた
 ので子どもたちは守っている。

教育長 会則に記載のないルールがどの程度あるのか。

委員 根拠のあるルールは守ろうと思うが、根拠の無い・時代遅れ、同調
 を求め管理するためのルール(そり込み、頭髪等)は再考すべき。
 また、この同調圧力がいまの子どもたちの授業にもつながっていると
 感じる。このような感覚を持つ学校が変われば、先生・生徒も変
 わると思う。校則の変更を足がかりに先生方の授業の変化に繋がる
 と思う。

委員 会則で、「他校への学校祭には行かないこと(申し合わせ事項)」と
 あるが、申し合わせは誰と誰か。他校との合同チームが進む中、違
 和感を感じた。

委員 学校間の申し合わせ。以前は他校とトラブルになることがあったか
 ら。

- 委員 時代遅れの内容に感じる。
- 教育長 現在高校の服装などでは、人権・セクハラの観点から「下着や靴下の色は白」のような校則はブラックと見られている。先生方もその根拠を説明できない。根拠を説明できない校則は見直すべきであるが、労力が掛かるため学校だけではできない。一部だけでも話し合いで決めみんなが納得するように、校則を整理する協力ができればいいと思う。
- 委員 一般的に組織で作る規則には適用の月日や変更するための手段が必ず記載されているが、学校の会則にはその記載はないため、生徒が変えようと思ってもその手段が解らない。変えることは有り得ないと捉えられてしまう。
- 教育長 資料で示した熊本の先進的な例をたたき台に進めたいと思うが、先生方の同意を得るのは難しいと感じる。また、学校応援協議会にも提案し一緒に進めるのが良いかとも考えた。以前は生徒会の立候補演説で「規則」についての内容があったが、最近の2年ほどは無くなった。子どもたちが自分たちで規則を決める体験をする必要性を感じる。
- 委員 子どもからは「何を言っても変わらない、言っても無駄」と言われた。
- 教育長 取り掛かりは服装からでもいいので、子どもたちで決める経験のサポートをしたいと考えている。次回の定例会でも案件として提案する。
- 委員 タブレットの紛失のその後は？
- 教育長 その後、そのような事例はない。誰がやったのかも不明のまま。
- 委員 闇バイトについての報道を見ると、小・中学生からの道徳的な教育の必要性を感じ、学校教育の中で防ぐ手立ては無いかと考えた。
- 教育長 高齢者を傷つけても平気な点、労働の対価への考え方の2点が問題点と考える。
- 委員 闇バイトに係るのは都会の子だけと思いたい。大事に育てられた子どもは事件には係らないと思う。愛情を持ち見守りたい。
- 教育長 ただ、3～4年生の多くの児童がスマホを持っており、後期生で実施しているネット使用の指導がこの学年からも必要と感じた。
- 教育長 闇バイトも SNS が大きくかかわっている。学校のスマホに関する調査でも4年生位からスマホの所持が多くなっている。他校ではあるが LINE によるトラブルが問題となっている例もある。
- 小武海委員 子どもではなく、持たせた親への指導が必要。
- 教育長 学習調査の項目にある、「SNS 使用における約束の有無」では、

井川は全県平均より低く、心配である。

委員 スマホには良い面と悪い面があり、トラブルを生じやすいと思うので、小さい子に持たせる必要性を感じない。闇バイトのような恐ろしい事件が多く、人間性についての教育が必要と感じた。

教育長 命の大切さを学ぶため学校で行っていた動物の飼育も、鳥インフルや休日の先生方による給餌問題があり行われなくなった。

委員 6月のみんなの登校日の際に、地域の方から、「とある先生の服装が相応しくない」との指摘を受けたことを報告する。

教育長 次に（３）その他について事務局に説明を求める。

事務局長 （その他　県秋季大会結果、来月の日程について説明）